

退職等年金給付にかかる基準利率等が平成29年10月から変更されます

退職等年金給付(年金払い退職給付)は平成27年10月に創設され、厚生年金保険給付とともに地方公務員等共済組合法の長期給付として位置付けられています。その給付水準は、国債利回り等と連動する形となっています。

毎年10月から翌年9月までに適用される基準利率等は、地方公務員等共済組合法および関係政省令で定める方法に基づき、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

このたび、地方公務員共済組合連合会では、平成29年10月から平成30年9月まで適用される基準利率、終身年金現価率並びに有期年金現価率について算定し、定款を変更しましたのでお知らせします。



基準利率の改定について

年金払い退職給付にかかる基準利率は、地方公務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、年金払い退職給付にかかる積立金の運用状況およびその見通し等を勘案して、毎年9月30日までに設定することとなっています。

このたび、平成29年10月から平成30年9月まで適用される基準利率等を関係法令等に基づいて算定した結果、基準利率は0.00%となりました。



今後の基準利率の見通しについて

年金払い退職給付にかかる基準利率は毎年10月に改定されます。

このたび、基準利率が0.00%になった大きな理由は、10年国債応募者利回りの平成28年度の平均値がマイナスとなったためです。

直近の平成29年4月から7月までは、10年国債応募者利回りは毎月プラスとなっており、このまま推移すれば、平成30年10月から平成31年9月までの基準利率はプラスになると見込まれます。

※基準利率の詳しい算定方法、年金現価率等については、下記の地方公務員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

本年10月から年金払い退職給付にかかる基準利率および終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ) トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307